

I 全般的な留意事項

1 申請

- (1) 申請書は、薬剤師法施行規則等で定められた別添の様式を使用させること。
- (2) 申請は原則として申請者の住所地を管轄する都道府県を経由することとなっているが、管轄区外の住所地の申請者の場合でも、申請者の便宜等を考慮して受付することは差し支えない。

2 申請内容の確認

- (1) 申請書等の記載内容について、記入漏れがないか、正しく記載されているかよく確認すること。
- (2) 収入印紙が正しい金額で添付されているか確認し、必ず都道府県で収入印紙に消印を押印すること。
- (3) 添付書類に不備がないか確認すること。
- (4) 住民票、戸籍謄抄本等は、薬剤師名簿登録事項（氏名、生年月日、本籍（国籍）、性別）が省略されていないか確認すること。

3 進達方法

- (1) 申請する際は、各申請書を１件ごとに、左上をホッチキスで止めること。
- (2) 申請書類の添付順序は、Ⅱ～Ⅳの「１申請書類」の記載順とすること。
- (3) 登録済証明書用はがきがある場合は、ホッチキスで止めず、一番後ろにクリップ留めで添付すること。
- (4) 薬剤師免許証を添付する場合は、表面が見えるようにして中央で２つ折りにし、折り目を右側にして添付すること。
- (5) 登録番号の小さい順に申請書をまとめること。
- (6) 都道府県進達総括表（別添様式１）を作成し、進達すること。総括表の作成にあたっては、日本国籍と外国籍を別葉とすること。さらに、申請種別（様式中②A～D）ごとに別葉とすること。

また、「A薬剤師免許申請」については、「第９２回以前」は一括、「第９３回」以降の試験は回次ごとに別葉を作成すること。

4 外国籍の申請者の取扱

- (1) 本要領における、「外国籍」とは以下に該当する者のことをいう。
 - ① 出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の３に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）
 - ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）

③出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者（以下「短期在留者」という。）

(2)「中長期在留者」及び「特別永住者」の戸籍確認については、戸籍謄（抄）本に代えて、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。以下Iにおいて「住民票の写し等」という。）にて行うこととする。

添付されている住民票の写し等が、発行日の翌日から起算して6ヶ月以内のものであることを確認すること。また、個人番号が記載されていないことを確認すること。もし記載されている住民票の写し等である場合は申請者に了解を得た上で黒く塗りつぶす等容易に識別できない状態としてから添付させること。

なお、住民票の国籍・地域欄に、出入国管理及び難民認定法第2条第5号ロに規定する地域（「（参考）関係法令」参照）が記載されている場合は、各申請書の本籍欄には国籍を記載させること。地域名は本籍地として薬剤師名簿には登録できない。

(3)「短期在留者」の戸籍確認については、戸籍謄（抄）本に代えて、「旅券」「その他身分を証する書類の写し」とする。

①「旅券」について

- ・薬剤師名簿の登録事項（国籍、氏名、生年月日及び性別。以下「登録事項」という。）が記載されていること。
- ・都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。（原本照合可）
- ・英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。（申請者が作成のもので可）
- ・有効期間内のものであることを確認すること。

②「その他身分を証する書類の写し」について

- ・当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項が記載されているもの。
- ・具体的には当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書など。
- ・外国語で記載されている書類の場合は、当該国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・申請書に原本を添付することができない書類の場合は、都道府県においてその写しに原本と相違ない旨の証明を附すこと。（原本照合可）
- ・証明の日又は発行日の翌日から起算して6ヶ月以内のものであることを確認すること。

(4) 薬剤師法施行規則第3条、第5条及び第6条に規定される、「中長期在留者」、「特別永住者」及び「短期在留者」が名簿訂正申請、書換交付申請及び再交付申請を行うにあたって提出を要する「申請の事由を証する書類」については下記のとおりとする。（証明の日又は発行の日の翌日から起算して6ヶ月以内のものであることを確認すること）

- ・公的機関が発行した書類で、訂正申請する登録事項の変更前の内容が記載されているもの。
- ・具体的には、改正原住民票、住民票除票、婚姻受理証明書、離婚受理証明書、廃止された外国人原票、当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の公的機関が発行した他の書類で

変更前の内容が確認できるもの。

- ・ 外国語で記載されている書類の場合は、当該国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・ 申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに原本と相違ない旨の証明を附すこと。（原本照合可）
- ・ 変更の履歴が記載されている住民票の写し等が添付されている場合は、「申請の事由を証する書類」とみなすことが可能。

(5) 申請書等の生年月日は「西暦」で記載させること。

(6) 薬剤師免許証に通称名の記載を希望する場合は、住民票の写し等に通称名の記載があることを確認し、申請書の氏名の下に、かっこ書きで通称名を記載させること。住民票の写し等に通称名の記載がない場合は、薬剤師免許証への記載はできない。

※ 現在使用している通称名の併記のみ可能。

(7) 住民票等の写しに、アルファベットと漢字の二つの氏名表記がある場合は、どちらか一つを選んで記載させること。

(8) 日本国内に居住していない者の申請書に記載する住所は、国外の住所でも差し支えないが、連絡がとれる知人等（国内居住）の連絡先を併記させること。

5 その他

(1) 新規免許登録について、登録順番の変更及び登録予定日や登録番号の照会には一切応じられない。申請者から質問があればその旨ご回答すること。都道府県庁等からの特定の申請者についての照会も同様。

(2) 申請（進達後）後に登録済証明書が必要との連絡を受けた場合は、下記いずれかの方法で発行依頼するよう指導すること。

※ オンラインでの発行

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/dl/tourokuzumishoumeisho-online.pdf>

※ はがき形式での発行

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/dl/tourokuzumi-01.pdf>

(3) 申請様式は厚生労働省HPに掲載

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/menkyo.html>

Ⅱ 免許申請（新規免許申請）

1 申請書類

- （１）薬剤師免許申請書（薬剤師法施行規則様式第一）（別添様式２）
- （２）診断書（別添様式３）
- （３）戸籍謄（抄）本又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書
- （４）官製はがき（登録済証明書用） ※希望者のみ提出

※外国籍の申請者の添付書類についてはⅠの「４外国籍の申請者の取扱」参照

2 申請内容の確認

（１）薬剤師免許申請書

①登録免許税３０，０００円分の収入印紙もしくは領収証書の貼付を確認し、収入印紙には必ず消印を押印すること。

②薬剤師国家試験施行年月回、受験地、合格証書番号の記載を確認すること。

合格証書の紛失により証書番号の記載ができない場合は、合格証書の再交付申請を行うよう指導すること。（Ⅵの「２薬剤師国家試験合格証書の再交付申請が必要な場合」参照）

③欠格条項の記載を確認すること。該当の場合、以下の書類についても添付させること。

- ・判決謄本又は略式命令書の写し（要原本照合）

- ※本人以外の個人情報に記載されている場合は黒く塗りつぶす等容易に識別できない状態としてから添付すること。

- ・反省文

- ・罰金刑の場合は当該罰金にかかる領収証書（紛失した場合は支払った旨の申述書）

④旧姓の併記を希望している場合は戸籍謄（抄）本で過去に希望する旧姓を使用していたかを確認すること。なお、併記する旧姓は申請者の希望により直近の旧姓でない旧姓の使用も可能である。

⑤申請年月日、本籍、住所、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、連絡先を記載しているか確認すること。

⑥受付の際に、申請書の下「受付都道府県番号」を記載すること。

（２）診断書

①別添様式３の診断書様式を使用しているか確認すること。

②「専門家による判断が必要」と診断された場合、該当項目に係る診療科の主治医又は専門医による詳細な診断書（診断書様式の裏面）を併せて提出させること。なお、障害の状況や合理的配慮について、本人より意見等があれば、別途添付（様式不問）も可能であること。

③薬剤師免許申請書と診断書の「氏名」、「性別」、「生年月日」が一致しているか確認すること。

④診断書の診断日の翌日から起算して１ヶ月以内であるか確認すること。

⑤訂正等のため、診断日の翌日より１ヶ月を超えてしまった場合は、その旨の

都道府県の意見書を添付すること。

(3) 戸籍謄(抄)本又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書

① 薬剤師国家試験の申請時から氏名、性別、本籍地都道府県名又は国籍に変更がある者(本人が出願時に書き間違えた場合も含む)は戸籍謄(抄)本を添付させること。変更の無い者については戸籍謄(抄)本その他、本籍の記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)の添付でも可とする。このため、申請を受け付ける際は、合格証書の内容と一致しているかを確認して受付すること。

② 発行日の翌日から起算して6ヶ月以内であるか確認すること。

③ 住民票の写し等に個人番号が記載されていないことを確認すること。もし記載されている住民票の写し等である場合は、申請者に了解を得た上で黒く塗りつぶす等容易に識別できない状態としてから添付させること。

④ 旧姓併記を希望している場合は、希望する旧姓を使用していたことがわかる戸籍謄(抄)本が添付されているか確認すること。現在の戸籍に記載されている事項だけでは確認できない場合は、従前戸籍の謄(抄)本を添付させて確認すること。

(4) 登録済証明書用官製はがき

① 表面は返信先の住所、氏名の記載があること、所定の郵送料金であることを確認すること。(速達希望の場合は、郵便番号欄の上に朱書きで「速達」と記入されているか、速達料金を含めた所定の郵送料金であることを確認すること)

② 裏面は白紙のままで提出させること。

③ 登録済証明書が不要な場合、申請書の右上余白に「はがきなし」と記載すること。

④ 就職等に必要ながきが多いため、手続きがスムーズに行えるオンライン発行を推奨。オンライン発行が難しい場合は、官製はがきを申請書へ添付して提出させること。

Ⅲ 名簿訂正・書換交付申請

1 申請書類

① 薬剤師名簿訂正申請書(薬剤師法施行規則様式第二)(別添様式4)

② 薬剤師免許証書換交付申請書(薬剤師法施行規則様式第四)(別添様式5)

③ 遅延理由書 ※変更が生じた日の翌日から30日を超過した場合のみ

④ 戸籍謄(抄)本

⑤ 薬剤師免許証

⑥ 官製はがき(登録済証明書用) ※希望者のみ提出

※名簿訂正のみ申請する場合、②⑤⑥は提出しないこと。

※すでに保有している免許証に旧姓の併記を希望する場合は書換交付のみ申請させること。また、免許証に併記されている旧姓の変更又は削除を希望する場合も書換交付申請を提出させること。(旧姓併記の追加、変更、削除をする場

合には名簿訂正の申請は不要であるので注意すること)

※外国人の申請者で住民票等に通称名の記載があり、すでに保有している免許証に通称名の併記を希望する場合は書換交付のみ申請させること。また、免許証に記載されている通称名の変更又は削除を希望する場合も書換交付申請を提出させること。(通称名の追加、変更、削除をする場合には名簿訂正の申請は不要であるので注意すること)

なお、通称名として併記が可能なのは、現在使用している通称名。

※外国籍の申請者の添付書類についてはⅠの「4 外国籍の申請者の取扱」参照

※名簿訂正で変更歴が複数あり申請していなかった場合

添付されている戸籍で、薬剤師名簿に登録されている内容から現在の戸籍の内容までの全ての変更歴が追えるか確認すること。追えない場合は、除籍謄(抄)本、改正原戸籍等確認できる戸籍も必要。

申請書は1枚で収入印紙も1,000円で問題ないが、氏名・本籍地の変更は時系列で記載させること。

2 申請内容の確認

(1) 申請書

①名簿訂正申請書は登録免許税1,000円分、書換交付申請は手数料2,750円分の収入印紙の貼付を確認し、必ず消印を押印すること。

名簿訂正と書換交付を同時に申請する場合は、どちらかにまとめて貼付していても受付は可能。(極力、名簿訂正申請書に貼付するよう指導すること。)

②登録年月日、薬剤師名簿登録番号の記載を確認すること。

③変更箇所、変更の理由、変更年月日を、変更の経緯がわかるよう古い順に記載しているか確認すること。(名簿訂正)

④申請の理由を確認すること。(書換交付)

⑤旧姓の併記を希望している場合は戸籍謄(抄)本で過去に希望する旧姓を使用していたかを確認すること。なお、併記する旧姓は申請者の希望により直近の旧姓でない旧姓の使用も可能である。

⑥通称名の記載を希望している場合は住民票の写し等に通称名の記載があるかを確認すること。

⑦申請年月日、本籍、住所、氏名、性別、生年月日、連絡先を確認すること。

(2) 遅延理由書【名簿訂正申請関係】

薬剤師名簿の訂正は、登録事項に変更が生じた日の翌日から30日以内に申請しなければならない(薬剤師法施行令第5条第1項)ため、申請が遅れた場合は理由書(任意の様式)を添付させること。

(3) 戸籍謄(抄)本

①日本国籍の者は住民票の写しや婚姻受理証明書等による代替は不可。

②名簿訂正と書換交付を同時に申請する場合、1通の添付で差し支えない。(再

交付申請を含む場合についても同様)

③発行日の翌日から起算して6ヶ月以内であるか確認すること。

④旧姓併記を希望している場合は、希望する旧姓を使用していたことがわかる戸籍謄(抄)本が添付されているか確認すること。現在の戸籍に記載されている事項だけでは確認できない場合は、従前戸籍の謄(抄)本を添付させて確認すること。

(4) 薬剤師免許証

①薬剤師免許証の表面が見えるようにして中央で2つ折りにし、折り目を右側にして添付すること。

②紛失して添付できない場合は、書換交付申請書に加え再交付申請書を提出させること。

(5) 登録済証明書用官製はがき

①表面は返信先の住所、氏名の記載があること、所定の郵送料金であることを確認すること。(速達希望の場合は、郵便番号欄の上に朱書きで「速達」と記入されているか、速達料金を含めた所定の郵送料金であることを確認すること)

②裏面は白紙のままで提出させること

③登録済証明書が不要な場合、申請書の右上余白に「はがきなし」と記載すること。

④就職等に必要ながきが多いため、手続きがスムーズに行えるオンライン発行を推奨。オンライン発行が難しい場合は、官製はがきを申請書へ添付して提出させること。

IV 薬剤師免許証の再交付申請

1 申請書類

(1) 紛失した場合

①薬剤師免許証再交付申請書(薬剤師法施行規則様式第五)(別添様式6)

②薬剤師免許証の写し(添付できる場合のみ)

③戸籍謄(抄)本又は本籍の記載のある住民票の写し等

④罹災等証明書(紛失の場合)

⑤意見書(罹災等証明書がない場合は添付)(別添様式15)

⑥官製はがき(登録済証明書用) ※希望者のみ提出

(2) 毀損した場合

①薬剤師免許証再交付申請書(薬剤師法施行規則様式第五)(別添様式6)

②薬剤師免許証

③戸籍謄(抄)本又は本籍の記載のある住民票の写し等

④意見書(別添様式15)

⑤官製はがき(登録済証明書用) ※希望者のみ提出

※外国籍の申請者の添付書類についてはIの「4 外国籍の申請者の取扱」参照

2 申請内容の確認

(1) 申請書

- ①手数料 2,750 円分の収入印紙の貼付を確認し、必ず消印を押印すること。
- ②登録年月日、薬剤師名簿登録番号（不明な場合は空欄でも可）の記載を確認すること。
- ③免許証の再交付申請があった場合は、申請者に関して犯罪又は不正の事実がないかの確認のため、運転免許証等による本人確認を必ず行った上、再交付を申請する理由について確認し、都道府県の意見書（別添様式 15）を添付すること。（なお、別添様式 15 に記載の項目を満たしていれば、任意様式でも可とする。）
- ④再交付と同時に旧姓の併記又は通称名の記載を希望する場合は、再交付申請に加え、書換交付申請書を提出させること。（名簿訂正は不要であるので注意すること）

(2) 薬剤師免許証（毀損の場合のみ）

薬剤師免許証の表面が見えるようにして中央で 2 つ折りにし、折り目を右側にして添付すること。

(3) 戸籍謄（抄）本又は本籍の記載のある住民票の写し等

- ①発行日翌日から起算して 6 ヶ月以内であるか確認すること。
- ②住民票の写し等に本籍の記載があるか確認すること。
- ③住民票の写し等に個人番号が記載されていないことを確認すること。もし記載されている住民票の写し等である場合は、申請者に了解を得た上で黒く塗りつぶす等容易に識別できない状態としてから添付させること。

(4) 登録済証明書用官製はがき

- ①表面は返信先の住所、氏名の記載があること、所定の郵送料金であることを確認すること。（速達希望の場合は、郵便番号欄の上に朱書きで「速達」と記入されているか、速達料金を含めた所定の郵送料金であることを確認すること）
- ②裏面は白紙のままで提出させること
- ③登録済証明書が不要な場合、申請書の右上余白に「はがきなし」と記載すること。
- ④就職等に必要ながきが多いため、手続きがスムーズに行えるオンライン発行を推奨。オンライン発行が難しい場合は、官製はがきを申請書へ添付して提出させること。

3 申請書の取下げ及び薬剤師免許証の返納

- (1) 申請後、紛失した薬剤師免許証を発見したとの連絡を受けた場合は、申請者に「取下げ願（別添様式 9）」を提出させること。

進達後に連絡を受けた場合は、処理状況を確認するので、厚生労働省へ連絡すること。

- (2) 再交付後に紛失した薬剤師免許証を発見したとの連絡を受けた場合は、発見した薬剤師免許証を「薬剤師免許証返納届（別添様式 10）」に添付し

て返納させること。

V 薬剤師名簿の消除申請

1 申請書類

(1) 死亡又は失踪の理由以外の申請

①薬剤師名簿登録消除申請書（別添様式7）

②薬剤師免許証

③意見書（別添様式16）

(2) 死亡又は失踪の理由による申請

①薬剤師名簿登録消除申請書（別添様式8）

②遅延理由書 ※死亡又は失踪の宣告の日の翌日から30日を超過した場合のみ

③死亡又は失踪の事実が確認できる書類

④薬剤師免許証

2 申請内容の確認

(1) 申請書

①死亡又は失踪の理由以外の申請

- ・登録年月日、薬剤師名簿登録番号の記載を確認すること。
- ・申請年月日、本籍、住所、氏名、性別、生年月日を確認すること。
- ・死亡又は失踪以外の理由による登録の消除申請があった場合には、申請者に関して犯罪又は不正の事実がないか確認のため、消除申請の理由を確認すること。併せて消除すると、再登録は非常に困難であることを申請者へ説明の上、都道府県の意見書（別添様式16）を添付すること。（別添様式16に記載の項目を満たしていれば、任意様式でも可とする。）

※申請受理後に厚生労働省から内容を確認する場合がある。

②死亡又は失踪の理由による申請

- ・死亡又は失踪宣告を受けたことの別の記載を確認すること。
- ・死亡し、又は失踪の宣告を受けた薬剤師の氏名及び生年月日の記載を確認すること。
- ・死亡し、又は失踪の宣告を受けた薬剤師の本籍(国籍)及び住所の記載を確認すること。
- ・死亡し、又は失踪の宣告を受けた年月日の記載を確認すること。
- ・申請年月日、届出義務者の住所、氏名を確認すること。

※オンライン申請の場合

申請方法（電子申請）を参照

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakuzaishi/dl/shinseimei-06.pdf>

(2) 遅延理由書【死亡又は失踪の理由による申請】

薬剤師名簿の消除申請は、薬剤師が死亡、又は失踪の宣告を受けたときは、届出義務者が死亡又は失踪の宣告の日の翌日から30日以内に申請しなければならない（薬剤師法施行令第6条第2項）ため、申請が遅れた場合は理由書（任意の様式）を添付させること。

(3) 死亡又は失踪の事実が確認できる書類

「死亡診断書（死体検案書）」、「戸籍謄（抄）本」、「失踪宣言を証する書類」（それぞれコピーも含む）等、事実が確認できる書類を添付させること。

(4) 薬剤師免許証

薬剤師免許証の表面が見えるようにして中央で2つ折りにし、折り目を右側にして添付すること。なお、紛失により添付できない場合は、発見次第返納するように申請者に指導すること。（紛失届や申立書は不要）

VI その他の申請等

1 交付された薬剤師免許証の記載に誤りがあった場合

(1) 誤記のあった薬剤師免許証を「薬剤師免許証訂正申請書（別添様式1

1）」に添付の上、提出させること。なお、薬剤師免許証訂正申請書に代えて、誤りの箇所を明示したメモ用紙等の提出でも差し支えない。

(2) 当初の申請内容に誤りがあった場合は名簿訂正申請を行うよう指導すること。

2 本人の都合による戸籍の文字訂正ではなく、行政都合で戸籍の文字が常用漢字に変更された場合

収入印紙を貼らずに通常の名簿訂正・書換交付申請書をセットで提出するよう指導すること。

（提出書類）

- ・名簿訂正申請書（印紙は貼らないこと）
- ・書換交付申請書（印紙は貼らないこと）
- ・変更後の戸籍謄抄本
- ・薬剤師免許証

3 薬剤師国家試験合格証書の再交付申請が必要な場合

合格証書の再交付が必要な場合は、「薬剤師国家試験合格証書再交付申請書（薬剤師法施行規則様式第九）（別添様式12）」（手数料2,500円分の収入印紙の貼付が必要）を厚生労働省医薬局総務課試験免許係宛送付するよう指導すること。

4 登録免許税に過誤納付金が発生した場合

薬剤師免許申請（新規申請）及び名簿訂正申請において、規定の額以上の登録免許税を納付した場合、差額の還付が可能のため「過誤納金還付通知請求書（別添様式 13）」を提出させること。

※薬剤師免許証書換交付申請、薬剤師免許証再交付申請は手数料のため還付不可。

5 薬剤師免許の英文証明

海外の公的機関等へ提出するための英文証明書が必要な場合は、厚生労働省医薬局総務課試験免許係まで直接問い合わせるよう指導すること。

6 精神機能障害を有する状態となり業務の継続が著しく困難となった場合の届出

薬剤師又はその法定代理人若しくは同居の親族が、薬剤師法施行規則第3条の3の規定により薬剤師が精神の機能の障害を有する状態となり業務の継続が著しく困難となった場合の届出をする場合、詳細は厚生労働省医薬局総務課試験免許係まで直接問い合わせるよう指導すること。

(参考) 外国籍の者の申請に係る関係法令

○住民基本台帳法

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第三十条の四十五 日本国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」という。)に係る住民票には、第七条の規定にかかわらず、同条各号(第五号、第六号及び第九号を除く。)に掲げる事項、国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下この章において「入管法」という。)第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。)、外国人住民となつた年月日(外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。))及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

(略)

○出入国管理及び難民認定法

(定義)

第二条 出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(略)

五 旅券 次に掲げる文書をいう。

(略)

ロ 政令で定める地域の権限のある機関の発行したイに掲げる文書に相当する文書

○出入国管理及び難民認定法施行令

(法第二条第五号ロの政令で定める地域)

第一条 出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)第二条第五号ロの政令で定める地域は、台湾並びにヨルダン川西岸地区及びガザ地区とする。